れた者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）の従事の状況

三　（略）

四　前号の下請負人が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ～チ　（略）

リ　一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況

2　（略）

3　第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4　第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四　（略）

2～8　（略）

9　第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

（特定専門工事の合意の内容等）

第十七条の六　（略）

2　法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第七項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二　（略）

（講習規程の記載事項）

第十七条の十二　法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　第十七条の十六第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二　（略）

（帳簿）

第十七条の十六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4　（略）

た者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事の状況

三　（略）

四　前号の下請負人が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ～チ　（略）

リ　一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

2　（略）

3　第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4　第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四　（略）

2～8　（略）

9　第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

（特定専門工事の合意の内容等）

第十七条の六　（略）

2　法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第六項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二　（略）

（講習規程の記載事項）

第十七条の十二　法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　第十七条の十四第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二　（略）

（帳簿）

第十七条の十六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4　（略）